

令和 5 年度 第 1 回全国健康保険協会沖縄支部評議会議事概要

開催日時	令和 5 年 7 月 19 日 水曜日 14:00~16:00
会場	沖縄県市町村自治会館
出席評議員	川上評議員、喜屋武（智）評議員、黒島評議員、幸喜評議員、米須評議員、下地評議員、名城評議員（五十音順）
議題	<p>【報告事項】</p> <p>(1) 令和 4 年度全国健康保険協会決算について</p> <p>(2) 令和 4 年度沖縄支部収支について</p> <p>(3) 令和 4 年度沖縄支部事業報告について</p> <p>(4) 令和 5 年度重点的に取り組む事項について</p> <p>(5) 5 者協定に関する取組について</p> <p>(6) 沖縄支部事業実施状況（令和 4 年度集約版）</p>
議事概要 (主な意見等)	<p><報告事項></p> <p>【事務局】</p> <p><u>(1) 令和 4 年度全国健康保険協会決算について</u></p> <p><u>(2) 令和 4 年度沖縄支部収支について</u></p> <p>(資料 1-1~1-2) に基づき説明。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>資料 1-1 の 1 ページに、協会けんぽの今後の財政について不安な材料ばかり記載されているが、何か明るい材料はないのか。また、9 ページに過去の収支の推移が記載されており、例えば 1997 年度及び 2003 年度の「患者負担割合の増加」や 2010 年度以降の「保険料率変更」などを行い、収支をプラスに転換させているが、今後明るい材料がないのであれば、再び同じことを繰り返すのではないか。</p> <p>【事務局】</p> <p>結論から言うと、あまり明るい材料はない。令和 2 年度にはコロナによる受診控え等の影響により医療費が抑えられ、それが保険料率にも反映されているが、令和 3 年度、令和 4 年度はコロナ前の水準を超えて医療費が伸び続けている。2010 年度以降、保険料率変更や国庫補助率の変更が行わ</p>

れたことで単年度収支が改善し、準備金が積み上がっている状況だが、昨年 9 月時点でのシミュレーションにおいて、医療費の伸びが同様に続いた場合、賃金上昇率が一番高い 0.8% の前提条件でも 4 年後（2027 年度）には単年度収支が赤字になると試算されている。また、後期高齢者医療への支援金についても、団塊の世代が後期高齢者となることから、今後大幅な増加が見込まれている。そのため、すべての保険者は医療費の適正化、健康宣言事業をはじめとする加入者の健康増進のために自助努力をしているというのが現状。数年前までは協会けんぽ各支部の評議会においても、単年度収支均衡の原則に基づき、平均保険料率は下げるべきという意見が多く上がっていたが、現在はほとんどの支部が「できるだけ長く 10% を維持すべき」という意見。沖縄支部としてもこれ以上保険料率が上がらないよう医療費の適正化、加入者の健康増進に繋がる様々な事業を実施していきたい。

【学識経験者】

資料 1-1 の 22 ページに「健康保険組合を取り巻く状況」ということで、「今後、財政状況が悪化した健康保険組合が解散を選択し、協会けんぽに移る事態も予想される。」と記載されているが、収支にはどのように影響するのか。また、資料 25 ページに令和 4 年度の沖縄支部収支（暫定版）が示されているが、保険料率換算で 0.28% 下がるというのは現実的な数字なのか。

【事務局】

健保組合の解散が協会けんぽの収支にどのような影響があるのかについて、被保険者が増えるので保険料収入は増加することになるが、それよりも医療費等の支出が高い場合、財政状況は悪化することになる。

また、協会けんぽは国から補助を受けている。加入者が増えることでその補助も増えることになるため、国全体の財政から考えると好ましくないとされている。

令和 4 年度の沖縄支部収支については、収入が見込みよりも多く、支出も見込みより少なかったことで、収支は大幅な黒字となり、保険料率換算すると 0.28% という暫定値が出ている。毎年この時期に算出した暫定値が、ほとんど変わることなく 2 年後の保険料率に反映されている。また、インセンティブ制度もあるため、もし沖縄支部が上位 15 支部に入ることができれば、さらに保険料率は下がるということになる。

< 報告事項 >

【事務局】

(3) 令和 4 年度沖縄支部事業報告について

(4) 令和 5 年度重点的に取組む事項について

（資料 2-1、資料 2-2）に基づき説明。

【事業主代表】

保険証の回収業務については、来年秋のマイナ保険証への移行後はなくなるのか。また、マイナ保険証への移行によりレセプト点検業務には何か影響はあるのか。

【事務局】

現在の国の方針では、来年秋に現行の保険証は廃止され、1年間の猶予期間を経て令和7年の秋で完全に廃止となるため、その後、保険証回収業務はなくなる予定である。

レセプト点検への影響について、現状の保険証に記載されている保険者番号・記号・番号等の情報は、マイナンバーカードには記載されていないため表面的には見えなくなるが、協会けんぽ内部では引き続き記号・番号等を使用し点検するため、マイナ保険証への移行によるレセプト点検業務への影響はあまりないとみている。

【事業主代表】

今の質問に関連して、マイナ保険証への移行後は「資格喪失後受診による債権回収業務」も発生しなくなるのか。

【事務局】

現行の保険証は廃止となるが、会社が従業員の資格を取得させる手続き、喪失させる手続き、本人が市町村で国保に加入する手続き、国保をやめる手続き等は引き続き残る。会社や本人が行うこれらの手続きが遅れた場合、医療機関では新しい資格が確認できないため、現在と同じ状況が起こることになる。

【事業主代表】

生活習慣病予防健診について、「一般健診及び付加健診等の自己負担が軽減された」との記載があるが具体的にどのくらい軽減されたのか。

【事務局】

一般健診の自己負担額は、最高7,169円であったが、5,282円に軽減された。付加健診については、一般健診と合わせると人間ドック相当の健診を受けられるというものだが、こちらの自己負担額も最高4,802円から2,689円に軽減された。また、令和6年度からは対象年齢も従来の40歳、50歳に加えて、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象となる。

【事業主代表】

自己負担額が軽減されたという情報は、被保険者にとって大きなメリットなのでもっと周知すべき。

【被保険者代表】

企画総務グループが令和5年度重点的に取り組む事項として、「事業所で取り組む禁煙サポート事業の実施」とあるが、どれくらいの期間サポートするのか。

【事務局】

禁煙パッチを使用して支援するが、ひとり当たりの禁煙パッチ使用限度は最大で8週間となっている。薬剤師がサポートしながら8週間（2か月）パッチを使用し、その後1か月間喫煙しなかった場合に卒業したものとしているため、期間は最大で3か月となる。早い方は6週間くらいでパッチを終える場合もある。喫煙率が高い石垣地区からモデル的にスタートしており、協力薬局が2つ、対象者6名が禁煙に取り組んでいる状況。また、本島内でも沖縄県薬剤師会をとおして、この事業の説明会を実施したところ、40薬局にお越しいただいた。沖縄県薬剤師会によると、この40薬局については事業にご協力いただけるとのこと。この事業については継続的に令和6年度も実施したいと考えており、実績を重ねることで協力薬局も増えていくのではないかと想定している。

<報告事項>

【事務局】

(5) 5者協定に関する取組について

(資料3)に基づき説明。

【事業主代表】

禁煙サポート事業等、喫煙率が高い「業種」に絞って実施すると効果が高くなると思う。中小企業団体中央会をとおして各業種の組合に周知すると、より効果を発揮することになるため、ぜひ検討いただきたい。

【事務局】

禁煙サポート事業は、今のところ比較的規模が大きめの事業所を対象に進めているが、今後、小さな事業所にも広めていく際には、各種団体からの周知が効果的なため、実施したいと考えている。

【学識経験者】

うちな一健康経営推進団体について、現在どの団体が宣言しているのか。

【事務局】

県内すべての商工会議所（那覇商工会議所、浦添商工会議所、沖縄商工会議所、宮古島商工会議所）と北那覇法人会、読谷村商工会、北谷町商工会、豊見城市商工会。

特記事項

- ・傍聴者：沖縄タイムス記者1名、企画総務グループスタッフ1名
- ・次回は令和5年10月を予定